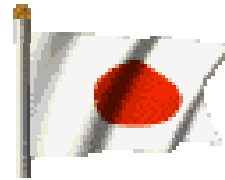


平成18年度  
日・EU規制改革対話  
日本側対EU提案書



2006年12月1日

平成18年度日・EU規制改革対話  
我が方の対EU提案書  
目次

：新規提案、

(EC：対EC提案、加盟国：加盟国全体への提案 国名：特定国への提案)

**A：分野横断的事項**

**A1．商法・商慣行**

- (1) 国境を越えた損益通算【EC】
- (2) 国境を越えた合併に関する指令【EC、加盟国】
- (3) 欧州非公開会社法【EC】
- (4) コンサルテーション制度(パブリックコメント)【EC、加盟国】

**A2．規格・規準認証**

- (1) イタリアのテレビ輸入における追加的規制【EC、イタリア】
- (2) 電源や電話回線等のプラグやソケットの形状に関する規制【EC】

**A3．貿易・関税**

- (1) 総論【 、EC】
- (2) テレビカメラシステムのアンチダンピング調査【 、EC】
- (3) デジタルカメラ【 、EC】
- (4) フラット・パネル・ディスプレイ【 、EC】
- (5) デジタル多機能複合機【 、EC】
- (6) デジタル・ビデオ・カメラ(カムコーダ)の関税分類及び遡及課税【EC】

**A4．情報・知的財産権**

- (1) 共同体特許の早期成立【EC、加盟国】
- (2) 欧州特許訴訟協定(EPLA:European Patent Litigation Agreement)の早期発効【 、加盟国(EPC非加盟国のマルタを除く)、EC】
- (3) 欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の早期発効【 、フランス】
- (4) 「特許審査ハイウェイの推進」【 、加盟国(EPC非加盟国のマルタを除く)】
- (5) 欧州における海賊版の流通状況の調査及び各国における取締り強化

の促進【 、 E C、イタリア、フランス】

- (6) EUにおける録音・録画以外に関する著作権補償金制度の改善【 、加盟国(英国、アイルランド、ルクセンブルグ、キプロス、マルタを除く)】

#### A 5 . 労働・雇用

- 1 . 総論【 E C、加盟国】
- 2 . 各論
  - (1) スペイン【スペイン、 E C】
  - (2) オランダ【オランダ、 E C】
  - (3) スウェーデン【スウェーデン、 E C】
  - (4) チェコ【チェコ、 E C】
  - (5) ハンガリー【 、ハンガリー、 E C】

#### A 6 . 政府調達

- (1) イタリアにおける政府系企業の調達に際しての差別的措置【 、イタリア、 E C】

#### A 7 . 海洋政策

- (1) 欧州委員会の海洋政策【 、 E C】

### B : 業種別規制

#### B 1 . 法律サービス

- (1) 総論【 E C、加盟国】
- (2) 仏における外国弁護士の本国の法律サービスに関する業務従事の許可【フランス】
- (3) 独における外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容【ドイツ】

#### B 2 . 電気通信

- (1) 光ファイバーネットワーク市場における公正な競争の維持【 、 E C】
- (2) ドミナント事業者による固定通信移動通信の連携サービス【 、 E C】

#### B 3 . 金融サービス

- (1) 総論【加盟国、 E C】

- (2) 国際会計基準 ( I F R S )【 E C 】
- (3) 個別財務諸表に使用する会計基準【 、 E C、加盟国】

#### **B 4 . 放送サービス**

- (1) コンテンツの国際交流の充実
- (イ) 放送番組に対するクォータ制に係る規制の緩和【 E C 】
- (ロ) リニア・サービスの範囲の明確化【 E C 】

#### **B 5 . 建設**

- (1) 建設機械に対する新たな E U 騒音規制に関する情報公開【 、 E C 】
- (2) ベルギーにおける建設工事参入【ベルギー】

#### **B 6 . 医療・医薬品**

- (1) 並行輸入業者に対する管理・指導の徹底【 E C、加盟国】
- (2) ジャンボグループの廃止【ドイツ】
- (3) 薬剤費に係る目標伸長率とそのペナルティの緩和又は廃止【 、フランス】

#### **B 7 . 検疫・食品安全**

- (1) E U 諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出解禁要請【 、 E C 】

#### **B 8 . 観光**

- (1) スペインにおける観光ガイドの国籍要件【スペイン】
- (2) イタリアにおける滞在許可証申請【イタリア】

### **C . 環境**

- (1) 総論【 E C、加盟国】
- (2) 欧州における新たな化学品規制「 R E A C H 規則案」【 E C、加盟国】
- (3) 「廃電気・電子機器指令 ( W E E E )」及び「特定有害物質」使用禁止指令 ( R o H S )」【 E C、加盟国】
- (4) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 ( E u P )【 E C、加盟国】
- (5) 温暖化ガス規制案の関係指令である移動式エアコン指令案【 E C、加盟国】

## **D . ビジネス環境の基盤的整備事項**

### **D 1 . 滞在労働許可**

- ( 1 ) 総論：滞在労働許可手続き等の改善【加盟国、 E C】
- ( 2 ) イタリアにおける労働査証【イタリア】
- ( 3 ) スペインにおける査証【スペイン】
- ( 4 ) フランスにおける労働許可証【 、フランス】
- ( 5 ) ギリシャにおける滞在労働許可証【ギリシャ】
- ( 6 ) ドイツにおける滞在許可証【ドイツ】
- ( 7 ) ポルトガルにおける就労査証【ポルトガル】
- ( 8 ) アイルランドにおける労働許可取得免除制度【アイルランド】
- ( 9 ) オーストリアにおける滞在労働許可証【オーストリア】
- ( 1 0 ) チェコにおける滞在労働許可証【チェコ】
- ( 1 1 ) ハンガリーにおける滞在労働許可証【ハンガリー】
- ( 1 2 ) ベルギーにおける滞在労働許可証【ベルギー】
- ( 1 3 ) オランダにおける滞在労働許可証【オランダ】
- ( 1 4 ) 英国における滞在労働許可証【英国】
- ( 1 5 ) 合法移民に関する政策プラン【 E C、加盟国】

### **D 2 . 運転免許証**

- ( 1 ) 総論【 E C】
- ( 2 ) スロバキアにおける運転免許【スロバキア】
- ( 3 ) ハンガリーにおける運転免許【 、ハンガリー】

### **D 3 . その他（投資環境の整備）**

- ( 1 ) 反動物実験過激派団体（ A R E ）対策【英国、 E C】

### **補論**

- ( 1 ) 社会保険料の二重払い問題の解消
- ( 2 ) チェコにおける社会保険料の上限（ C A P ）制度の導入

**別添：税制**

- ( 1 ) 総論：税制調和【 E C、加盟国】
- ( 2 ) 合併指令（国境を越えたグッドウィル（営業権）移転への課税繰延）【 E C、加盟国】
- ( 3 ) 合併指令（株式の長期保有義務）【 E C、加盟国】
- ( 4 ) 連結法人税課税基礎【 E C】

平成18年度日・EU規制改革対話  
- 我が方の対EU提案書 -

平成18年12月

**前文**

1. はじめに

(1) 日・EU規制改革対話は、ビジネス環境の改善を通じて日・EU間の貿易・投資関係を強化するための対話枠組みとして、1994年に開始して以来、本年度で13年目を迎える。この間、1996年から2005年までの10年間に、日本からEUへの投資規模は約2倍に、EUから日本への投資規模は約5倍に増大している。2005年においては、日本にとってEUは、最大の直接投資元であり、米国に次ぐ直接投資先である(ネットフロー)。また、貿易面においても、日本とEUは世界全体の45%を占めている。

(2) 本年4月の第15回日・EU定期首脳協議において、日本とEUは、本対話における協議を有意義と評価し、本対話を含む日・EU間の対話・協力を一層強化することを確認した。日本とEUは、本対話を今後とも積極的に活用し、双方向貿易・投資促進のための諸課題に取り組み、それらの建設的な解決を目指すことを通じて、日・EU間の貿易・投資関係を更に強化していくべきである。

2. 昨年度対話の総括及び本年度対話への展望

(1) 本年3月のブリュッセル会合に従来以上に多くのEU加盟国政府関係者の出席が得られたことは評価される。本年度においても、加盟国権限事項について、加盟国が本対話のプロセスに参加することを求めるとともに、欧州委員会が、加盟国への働きかけを更に継続することを期待する。

(2) 個別の要望事項については、いくつかの問題について一定の進展があったことを評価する。特に、在欧州日系企業にとり最大の関心事項である滞在労働許可の改善に関し、加盟国のより積極的な関与を得て、加盟各国との協議を補完するものとして一定の効果を上げたことを評価する。また、EU加盟国の運転免許に切替えた後の日本の運転免許を日本大使館を通じて本人に返還する加盟国数が増加していることを評価する。更に、

日本の会計基準と国際会計基準の同等性評価問題、欧州における化学品規制（REACH）等、例年日系企業から高い関心が表明されている事項のいくつかに関し、昨年度対話において一定の進展が見られたことを歓迎するとともに、本年度におけるEU側の積極的な取組を期待する。

（3）日本とEUは、昨年度のブリュッセル会合において、今後、最終的な書面回答の交換を5月末までに完了することに合意した。EU側が、昨年度の最終回答書において、加盟国関係事項を含む我が方提案事項の全てに回答した点は評価するが、いくつかの我が方提案に対する回答が期限後に提出された。本年度以降、EU側が対応を改善するよう求める。

（4）また、近年、EUの規制や基準の在り方が日本企業に与える影響が増大してきている。そのため、我が方としては、EUの規制検討プロセスに対して、パブリックコメント／ヒアリング等の手段を通じて積極的に参画していきたいと考えている。ついては、日本を含む域外国に対する十分かつ適切な情報公開を継続するとともに、日本を含む域外国の要望に引き続き真摯に耳を傾けることを要請する。

（5）なお、2007年1月にはブルガリア・ルーマニアがEUに新規加盟する予定と承知しており、同拡大の日本への影響との観点からは、総体としては、中長期的に見てプラスの面が多々あるものと理解している。一方で、短期的課題としては、（イ）関税率の引き上げに対する補償交渉、（ロ）GATSによるサービス約束の後退、（ハ）アンチダンピング措置の新規加盟国への自動的な適用の問題等が懸念されており、今後協議を行っていく必要があると認識している。



## A：分野横断的事項

### A1．商法・商慣行

#### (1) 国境を越えた損益通算

##### EC

EU域内の複数加盟国間の損益通算は、EU域内市場の強化の観点から重要視されていると承知しているが、EU域内で事業を行う第三国企業にとっても非常に重要である。

昨年度のEU側回答により、マークス・アンド・スペンサー事件に関わる欧州司法裁判所( ECJ )の判決が下され、右判決において、国境を越えた損益通算は条件を厳格化した英国法においては許容されうるとしている旨、また複数加盟国間での損益通算を認める指令案の採択に向けた準備作業が終了し、欧州委員会と加盟国の間で技術的な議論が2005年に開始されたこと、及び2006年後半には欧州委員会が本件に関する基本原則と諸問題を説明する予定である旨承知している。

EUは「日・EU投資枠組み」においても、本指令案の早期採択に向けて努力する旨表明している。ECJの判決に対し、加盟各国が異なる対応を実施すると、域内市場の整合性が損なわれる可能性がある。ECJの判決を反映した一貫したEUの政策を実現するため、欧州委員会の強いイニシアティブを期待する。日本政府は引き続きその進捗について情報提供を求めるとともに、早期採択に向けた議論が迅速に進められることを引き続き強く求める。

#### (2) 国境を越えた合併に関する指令

##### EC、加盟国

「国境を越えた合併に関する指令」が、2005年9月に理事会において採択、同年12月に施行された。本指令は、国内法の相違による困難を克服し、有限責任会社の国境を越えた合併を容易にする内容となっている。日本政府は本指令の採択を歓迎すると共に、今後、EU加盟国において本指令に沿った国内法の制定(2007年12月15日までとされているもの)が迅速に進められることを求める。

#### (3) 欧州非公開会社法

##### EC

EUでは2004年10月より「欧州会社法」が施行され、EU加盟国に子

会社を作らなくとも域内の1か国での設立手続のみでEU域内で業務を行うことを認める「欧州会社SE (Societas Europaea)」が設立できるようになった。しかしながら、日系企業は、欧州において、特に英国、ドイツ、オランダで非公開会社を多用しているため、公開会社のみ限定されている合併、転換によるSE設立は公開会社に転換しない限り行うことができない。

欧州委員会が2003年5月に発表した「欧州における会社法制の現代化と企業統治の向上に向けたアクションプラン」は、欧州非公開会社法の導入について、実務的な必要性和問題点の調査を2005年末までに行った上で、2006年から2008年にかけて導入についての検討を行うとしている。また、欧州委員会の公表したコンサルテーションの結果(2006年5月3日発表のサマリーレポート)によると多くの回答者が本件は高いプライオリティを持って取り組むべきものと答えている。欧州非公開会社法制度の早期導入を引き続き要請する。

#### (4) コンサルテーション制度(パブリック・コメント)

##### EC、加盟国

EU加盟各国は独自のコンサルテーション制度を採用しているため、昨年度のブリュッセル会合において、各制度の内容の説明を求め、EU側から書面による情報提供を行う旨発言があったが、正式回答にも各国の情報が含まれていないため、引き続き回答を求める。また、欧州委員会はコンサルテーション制度に関し、一般原則と最低基準を策定し公表した(2002年12月、COM(2002)0704)と承知しているが、域内広範囲で活動する企業にとって加盟国毎に異なる制度の遵守は大きな負担となり得るところ、EUレベルでの調和を提案する。更に、「日・EU投資枠組み」においても努力する旨を表明している規制の透明性向上の観点から、コンサルテーション制度が存在しない加盟国は早期に導入することを提案する。

## **A2 . 規格・規準認証**

### (1) イタリアのテレビ輸入における追加的規制

#### EC、イタリア

イタリアにおいては、Ministerial Decree 26/03/1992により、EU域外で生産されたテレビを輸入する際には、EU域内で既に流通しているものも含め、CE

マークとは別に規格認証を得ることが義務づけられているが、右規格認証を得るためには回路図の製品への同梱等が必要とされており、そのための手続に3～6か月かかっている。また、大量生産を開始する5～6か月前にサンプルを送付する必要があるが、そうした早期の段階ではサンプルがない場合もあるためこの5～6か月という期間の短縮を求める。テレビ受像器等といった製品に対する技術要件は、EU指令73/23/EEC及びEU指令89/336/EECで定められており、当該要件を満たしていれば域内市場において自由に流通が認められる上で十分と思われるところ、イタリア政府に対して、追加的規制の撤廃を求める。

2004年度のEU側書面回答では、Ministerial DecreeがEUの法律（Community law）と整合的である旨述べているが、日本が求めているのは追加的規制の撤廃であることを再度強調したい。

## **（2）電源や電話回線等のプラグやソケットの形状に関する規制**

### EC

EU域内における電源や電話回線等のプラグやソケットの形状が国によって異なっており、コストの増加につながっているところ、規格の統一について検討することを求める。本年度も右要望が日本企業より引き続き提出されていることを強調したい。2004年度及び2005年度のEU側書面回答では、ユーロプラグがあれば大抵の問題は解決される旨述べているが、いずれにしてもユーロプラグの購入コストがかかるところ、コスト削減には規格の統一がより適当であると考えられる。

## **A3．貿易・関税**

### **（1）総論**

#### 、EC

近年、技術の進歩により、消費者のニーズに応えるカムコーダ、デジタル多機能複合機、フラット・パネル・ディスプレイ、デジタルカメラ等といったコンバージェンス（融合）製品が次々と開発・販売されている。こうした製品の普及は消費者の利便性を高めるものであり、市民の生活の質（QOL）を高める上で有益であるが、これらの製品の中にはどの関税分類に当てはまるのか一見して明らかでないものが益々増加してきている。

これらの機器については、その特徴、機能、販売上の顧客ターゲット、その

使われ方など市場の実態を踏まえることなく関税分類が欧州委員会によってなされる例が見られることから、事態の改善を求める。例えば、カムコーダの例に見られるようにある時期を境に関税分類が変更されたことにより過去の輸入分についても、輸入時に支払った関税と分類変更された高い関税との差額を遡及的に請求されるケースが見られる。

また、後述のデジタル多機能複合機などは、本来の使用目的からすればI T A (Information Technology Agreement：情報技術協定)に基づく無税を適用すべきケースと考えられる。E CはI T Aの原加盟国であり、W T Oにおいて交渉をリードする立場として、本件についてどのような原則に基づいて関税分類を行っているのか、E Uの考え方を伺いたい。

## **(2) テレビカメラシステムのアンチダンピング調査** **、E C**

欧州委員会は、日本製テレビカメラシステム(T C S)の輸入に関しダンピング並びに損害を認定し、1994年から現在に至るまでアンチダンピング(A D)課税措置(税率：52.80～200.30%)を実施している。これに関連して、2006年5月、欧州委員会は欧州メーカーの提訴に基づき、新規のA D調査(既存措置については事情変更レビュー)を開始し、放送局が生中継に使用するテレビカメラのみならず、当該欧州メーカーが現在生産・販売を行っていないカムコーダやボックスカメラにも対象を広げていることに懸念を有する。しかし、これらとテレビカメラは用途・機能が異なるものであり、同一の調査対象産品として扱うべきではない。すでにA D調査のため、調査対象となっている日本メーカーは多大な負担を負っている。日本政府としては、調査が公正かつ適切に行われることを求めるとともに、カムコーダ及びボックスカメラをA D調査対象から除外するよう強く求める。

## **(3) デジタルカメラ** **、E C**

W T Oシンガポール閣僚会議の際に成立したI T A(1996年12月13日付)は、デジタルカメラを無税扱いすることとしており、E Uも2000年以降これを実施している。しかるに、デジタルカメラの関税分類について、E U当局が見直しを開始したと聞いており、右見直しにより、デジタルカメラにある一定の基準が設けられ、あくまで副次的な機能にすぎない動画の記録機能を有するデジタルカメラが課税される可能性につき懸念している。デジタルカメラは無税扱いというのは国際的にも主流の解釈であると理解している。日本としては、課税が決定・実施された場合、I T Aの趣旨に反する可能性が高いと考えており、この

ような課税が行われることのないよう求める。

#### **(4) フラット・パネル・ディスプレイ**

##### 、 E C

液晶やプラズマのパソコン用モニタのうち、ビデオ信号を受けられる機能を持つ製品は、2004年からビデオモニタ(HS8528)に分類されている。

また医療用や印刷校正用などの出力装置として使われているフラット・パネル・ディスプレイもビデオモニタに分類され、14%の関税が課されているが、当該製品は、製品の特性上、解像度が高いことやモノクロの製品があること、また多くの場合、コンピュータに接続して操作することなどから、ビデオモニタとは全く異なる製品カテゴリーである。

I T Aの趣旨に鑑み、主たる機能がビデオモニタと認められないフラット・パネル・ディスプレイについてはHS8471.60に分類し無税とするよう、関税分類の見直しを求める。

#### **(5) デジタル多機能複合機**

##### 、 E C

主としてコンピュータやネットワークに接続されて使用されるデジタル方式の多機能複合機(プリント/ファックス送受信/コピー/スキャン)については、1997年から複写機に分類され、6%の輸入関税が課せられているが、I T Aの趣旨に鑑み、情報機器として無税で取り扱うよう求める。

#### **(6) デジタル・ビデオ・カメラ(カムコーダ)の関税分類及び遡及課税**

##### E C

日本は、累次にわたり本件問題の改善をE U側に要望しているが、未だ解決に至っておらず、極めて遺憾である。

E Uの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号が録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別しており、E U域内の細分により、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。日系電子機器メーカーがE U向けに製造・輸出しているデジタル・ビデオ・カメラは、外部機器からの録画(DV-IN)の機能が作動しないようにソフトウェアで制御され、それがカタログ等を通じて消費者に訴求されているにもかかわらず、関税率14%を課されている。こうした措置は、日本製の製品を狙いうちにした恣意的な関税分類解釈と思われ、保護主義的な態度と言わざるをえないが、これまでE U側からこれを否定する回答を得られていない。

また、仏等一部の加盟国が関税の遡及請求を行っている点についても E U 側の見解を説明するよう求めてきたが、右説明も未だなされていない。

日本は、E U 側が解決に向けて誠実に回答するよう求める。

## **A 4 . 情報・知的財産**

### **( 1 ) 共同体特許の早期成立**

#### **E C、加盟国**

- (イ) 2003年3月の閣僚理事会において、E Uの特許権に関し各国毎の特許権保護制度と並立する共同体特許制度の創設に向けた政治的合意がなされたが、右以後、関連 E U 規則案は未だ採択されていない。
- (ロ) 共同体特許制度により、欧州での特許出願、更新におけるコストが削減される等の前向きな効果が期待される。また、本制度により、欧州における特許取得及び訴訟に関する手続が迅速化し、コストが削減されることで、E U 企業のみならず、日本をはじめとする域外企業の欧州への投資促進に資するものとする。日本は、このような理由に基づき、昨年度に引き続き、共同体特許制度の早期成立を要請する。
- (ハ) この関連で、欧州委員会 ( E C ) は、共同体特許採択のためのモメンタムを得る目的で、2006年1月から3月末まで「将来の特許政策に関するコンサルテーション」を実施した。これに対し、日本からは、上記の認識に基づき、本制度の早期成立を要請する旨の意見を提出した。また、E C が、2006年7月に開催した欧州の特許制度に関するパブリックヒアリングにおいては、依然として言語問題に関する立場の相違は見られるものの、共同体特許の早期成立を要望する意見が大勢であったと承知する。また、2006年10月にラハティにて行われた E U 非公式首脳会合においても、共同体特許早期成立の必要性が認識されたものと承知している。
- (ニ) E C は、今後、コンサルテーション及びパブリックヒアリングの結果を踏まえた報告書を提出し、政策決定を進めていくものと承知している。日本は、E C が、日本を含む域外国の意見を十分に踏まえた上で検討を進めていくことを要請する。

### **( 2 ) 欧州特許訴訟協定 ( EPLA : European Patent Litigation Agreement ) の早期発効**

、加盟国 ( E P C 非加盟国のマルタを除く )、E C

(イ) 欧州特許訴訟協定 ( E P L A ) は、欧州における司法システムのハーモナイゼーションの一環として、現在国毎に異なっている欧州特許 ( 欧州特許条約 ( E P C ) に従い権利付与される特許 ) の訴訟制度を統一し、特許保護の効率性と法的安定性を高めることを目的として、1999年より欧州特許庁 ( E P O ) において検討が進められている。E C が 2006年7月に開催した特許制度のパブリックヒアリングにおいては、特に産業界及び法曹界から、共同体特許の実現に向けた取り組みと並行し進めるべき現実的な措置として、E P L A の早期発効を望む旨の意見が多く表明されたと承知している。また、2006年10月にラハティにて行われた E U 非公式首脳会合においても欧州特許訴訟制度の改善の必要性が認識されたものと承知している。

(ロ) 日本は、E P L A は、欧州特許により高い法的安定性を与え、訴訟における手続を簡素化しコストを削減するものと評価し、E U 企業のみならず日本企業を含む域外国企業に資するものとの立場である。そのため、E P C 加盟国である E U 各国及び E C が、E P L A を早期に発効させることを要請する。

### (3) 欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の早期発効 、フランス

(イ) 現行の欧州特許条約 ( E P C ) 第65条1項によると、欧州特許条約 ( E P C ) 加盟国は、欧州特許の出願人に対して、欧州特許庁 ( E P O ) により特許が付与された場合、右明細書を、特許保護を希望する国の公用語 ( E P C 31 か国における各々の公用語 ) に翻訳するよう義務を課することができる。そのため、日本企業を含む特許出願人にとって、高い翻訳コストが大きな負担となっている。また、この制度は、欧州特許の手続きをより複雑にし、遅延させることで、欧州特許の利用・普及を妨げる一因となっていると考えられる。

(ロ) 2000年10月17日、欧州特許条約 ( E P C ) 加盟国である英仏独その他7か国 ( オランダ、モナコ、ルクセンブルグ、スイス、スウェーデン、デンマーク、リトアニア ) は、欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」( 正式名称 : 「 E P C 第65条の適用に関する2000年10月17日の合意」 ) を採択した。本合意は、英・仏・独三か国を含めた8か国以上の E P C 加盟国の批准により発効する。現在、既に英・独を含む7か国が批准を完了しているのにも関わらず、仏が未だ批准していないため、本合意は未発効の状態が続いている。右に関し、2

2006年9月28日、フランスの憲法裁判所は、ロンドン合意が合憲である旨の判断を示していることから、本件発効はフランス政府による決定に委ねられている。また、2006年10月、ラハティにて行われたEU非公式首脳会合においても、ロンドン合意の有益性について言及がなされたものと承知している。

(ハ)ロンドン合意の発効は、欧州特許に関する翻訳面での手続の簡素化及びコストの削減を推進するものであり、EU企業のみならず日本を含む域外国企業に資する問題であることから、仏が本合意の国内批准手続きを早急に進めることを要請する。

#### **(4) 「特許審査ハイウェイ」の推進**

##### 、EU加盟国（EPC非加盟国のマルタを除く）

(イ)「特許審査ハイウェイ」は、既にA国で権利が付与された特許をB国において出願している場合、当該特許出願はB国においては早期審査の対象となることを可能とする、各国特許当局間の特許審査協力に関する枠組みである。「特許審査ハイウェイ」は、特許出願人が海外において早期に権利を獲得することを支援することに加え、各国特許庁の審査に関する負担の低減、及び審査の質面での向上を目的としている。

(ロ)本件については、2004年の特許当局間三極（日米欧）会合において、日本（日本国特許庁：JPO）が特許審査ハイウェイ構想を提案した以降、三極間での議論が行われてきた。これまで、日米は、日本国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）間の合意に基づき、2006年7月から本構想の試行プログラムを開始しているが、欧州特許庁（EPO）からの参加はまだ得られていない。

(ハ)日本は、「特許審査ハイウェイ」の試みは、グローバルな権利取得を望む特許出願人への対応として有効であるのみならず、審査結果の相互利用の枠組を拡げることで各特許庁の審査負担を軽減することにも資するとの立場である。そのため、日本は、EPC加盟国であるEUの加盟国に対し、今後、EPOが「特許審査ハイウェイ」への参加を前向きに検討するよう働きかけることを要請する。

#### **(5) 欧州における海賊版の流通状況の調査及び各国における取締り強化の促進**

##### 、EC、イタリア、フランス

(イ)日本は、日本の権利者から、イタリア及びフランスにおいて、アニメーションDVDやゲームソフトといった日本製コンテンツの海賊版が



大量に販売されているとの情報を得ており、これによって正規の流通ビジネスが損害を受けることを懸念している。

- (口)日本は、2006年2月に開催された「知的財産権に関する日・EU対話」の場において、この問題を取り上げ、欧州委員会の協力を要請した。
- (ハ)日本は、ECが、上記経緯を踏まえ、イタリア、フランスをはじめとする関係加盟国に対し、加盟国内における日本製コンテンツ海賊版の流通状況を調査するとともに、各国における取締り強化を促すことを改めて要請する。また、日本は、日本製コンテンツに関する海賊版被害の発生が確認されているイタリア及びフランスの各国に対し、取締り強化を含む適切な措置を講じることを要請する。

## **(6) EUにおける録音・録画以外に関する著作権補償金制度の改善**

### 、加盟国(英国、アイルランド、ルクセンブルグ、キプロス、マルタを除く)

- (イ)著作権補償料(copyright levy)制度は、1960年代以降、私的複製に対する対価としてアナログ複写機のハードウェアに補償料を課す制度として導入された。しかしながら、今日、デジタル機器の普及に従い、ハードウェアに対する賦課は私的複製への対価補償の手段としては適当でない面も出てきている。また、著作権補償料の制度はEU各国により違いがあり統一されていないため、単一市場における通商を阻害する側面がある。
- (ロ)日本は、EU(英国、アイルランド、ルクセンブルグ、キプロス、マルタを除く)における著作権補償料制度に関しては、以下をはじめとする問題が存在すると認識するところ、関係EU加盟国に対し、適切な改善措置を取るよう要請する。
  - (a)著作物複製を目的として使用されている割合が極めて低い機器に対して著作権補償料が賦課されているケースがある。
  - (b)技術進歩に伴い低価格となっている機器に対して、不合理に高額な著作権補償料が賦課されているケースがある。

## **A5. 労働・雇用**

### **(1) 総論**

#### EC、加盟国

労働・社会分野における既存のEU法令は最低限の要請を規定しているに過

ぎず、日本から要望されている多くの事項はE U加盟各国の排他的権限であるとのE Uの立場、また、雇用分野は、加盟各国固有の労使慣行や労働法制の歴史的経緯があり、センシティブな側面を持つものであることには留意している。

しかし、加盟国に進出している本邦企業より、欧州における労働・雇用の制度及び慣行は、解雇、勤務時間、給与等の面で、困難を生じる場合が多く、企業の進出・活動にあたり障害となり得る旨の指摘が多くなされている。また、同様の指摘が、その他の域外国のみならず、加盟国の企業からもなされていると聞いている。これらE U内外の企業の声に耳を傾け、問題の是正に取り組むことが、日本からの対E U投資を促進するにとどまらず、E Uにおける雇用の創出、経済活性化及び競争力の強化につながるものと確信する。ついては、欧州雇用戦略（E E S）の達成のための取組において引き続き欧州側がビジネス環境の改善の観点から、E Uレベル及び加盟国レベルの双方で労働市場の改善に取り組むことを要望する。

## 各論（加盟国個別事項）

### （１）スペイン

スペイン、E C

#### （イ）期限付雇用契約制度と解雇補償金制度の改正

E U（スペイン）側説明によると、期限付雇用契約については、法令上4タイプの種類があり、企業が市場動向に対応できるように十分に柔軟性を有したものであるとのことであるが、実際には6か月（更新により最大12か月）という期限が存在し、12か月が経過した後は正社員としての採用が義務づけられている。

労働者の作業に一定の習熟性が求められる製造業においては、12か月毎に解雇を行っては良質な労働者の確保が困難である。一方、12か月を経過した労働者を全て正社員として採用することは、生産体制を柔軟に変化させていく必要のある製造業において、解雇補償金が生産調整をする際の大きな負担となる。生産立地国としてのスペインの魅力を維持するためには、短期労働者市場をより一層活用しやすいものに整備していくことが必要であり、期限付雇用契約の期限延長につき制度改正を引き続き要望する。また、解雇補償金の一層の軽減をあわせて要望する。

#### （ロ）年間超過勤務時間の引き上げ

E U（スペイン）側説明によると、超過勤務に係るスペインの制度は年間ベースで計算されており、必要に応じて年間ベースでの調整が可能であり柔軟性

を有しているとのことであるが、年間超過勤務時間の総枠80時間は固定されており、これを超える場合には必ず労働者に休暇を与える必要が生じるとの実情があるため、企業として大幅な増産、販売の拡大に機敏に対応することが困難である。この規制によりスペインの生産立地国としての魅力を失いかねないことを懸念しており、年間超過勤務時間の総枠80時間の引き上げを引き続き要望する。

## **(2) オランダ**

オランダ、EC

### **解雇補償金・病欠認定制度**

2005年11月付の要望書で取り上げた以下の点については回答を得られていないので、EU(蘭)側に状況の改善を要望する。

経営環境の変化に伴いリストラを実行する場合、多額の補償金支払いが求められており、企業経営そのものが立ち行かなくなる可能性がある。蘭政府が本件に介入できる範囲が限られていることは理解するも、解雇補償金支払いの軽減に係る蘭政府の一層の取組を要望する。

また、病気休暇の取得に際し、アルボの医者(corporate doctor)やUWV(政府機関)の判断基準が曖昧であり、病気が就労に与える影響を確認できないケースがあるところ、引き続き病欠認定制度の改善を要望する。

## **(3) スウェーデン**

スウェーデン、EC

### **解雇時のラストイン・ファーストアウト(Last-in, First-out)ルール**

EU(スウェーデン)側説明によると、ラストイン・ファーストアウト・ルール(企業の人員削減に当たり、当該企業における職歴の長い従業員の方が、職歴の短い従業員よりもその職籍が保護されるルール)には、(イ)専門性に基づき職能区分を設け適用する場合がある、(ロ)中小企業に対する適用除外がある、(ハ)労使協定により本ルールを関係企業に適用除外とする可能性があるとの回答を得ている。しかしながら、日系企業によれば、専門性に基づき職能区分を設け適用する場合は限られており、日系企業の規模では中小企業の適用除外は該当せず、企業単位の労働組合は労働組合連合の統一的な指令により行動するため本ルールのような重要事項に関して一企業の労使間交渉で緩和を行うことは困難とのことである。

本ルールのためにITなど先進技術に適応力のある有能な若年労働者の確保が

難しくなっていること及び企業側においても従業員数全体を大きく増やせない事情もあることから、本ルールは日系企業の企業活動の拡大及び進出を妨げる一因となっており、本ルールを早期に緩和することを要望する。

#### **(4) チェコ**

チェコ、EC

##### **病気欠勤率の改善**

EU(チェコ)側説明によると、本年、関連法案が議会において採択され、雇用者は最初の二週間の病欠手当の一部を支払う一方、雇用者が病欠のために支払う健康保険の割合は低減するため、雇用者は病欠手当に使用する金額を節約できるとの回答を得ている。右関連法案の施行により、労働者や医師の虚偽申告に対する罰則が強化されると承知しているところ、右努力は積極的に評価する。しかしながら、日本企業が求めているのは、経費節約ではなく、病気欠勤率自体の低減であり、依然として病気欠勤率の高さは日系企業にとって大きな問題であり、引き続きチェコ政府の抜本的な取組を要望する。チェコ労働・社会福祉省の報告によると、2004年度の労働者平均欠勤期間は約31日で、この数字は中東欧も含め欧州諸国の中でも極めて高く、現在の高い病気欠勤率が継続すれば、今後のチェコへの企業進出にも悪影響をもたらす恐れがあることを指摘したい。

#### **(5) ハンガリー**

ハンガリー、EC

##### **病気休暇制度濫用の改善**

ハンガリーでは、労働者が年間15日付与される病気休暇を完全消化しようとし、医師も容易に診断書を出す傾向があると進出企業よりの指摘がある。病気休暇は、労働者の疾病や負傷の際、その療養のために付与されるものであり、病気休暇が有給休暇の一部であるかのように取得されている現状は問題であり、改善を要望する。これまでの病気欠勤率の低減に関するハンガリー政府の取組の結果として若干の改善が見られるが、本件は、病気休暇制度濫用の習慣や病気認定制度のあり方などとも関係した複合的な問題であり、ハンガリー政府の引き続きの取組が必要である。病人の権利は当然保護されなければならないが、一方で病気休暇制度の濫用は防止すべきである。現在の状況が継続すれば、今後のハンガリーへの企業進出に悪影響をもたらす恐れがあることを指摘したい。

### **A6. 政府調達**

## **(1) イタリアにおける政府系企業の調達に際しての差別的措置**

### **、イタリア、EC**

EU指令「水道、エネルギー、運輸、郵便サービス分野における機関の調達手続きの調整」(Directive 2004/17/EC of coordinating the procurement procedures of entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors)第58条は、入札の際の第三国の製品の取り扱いを規定しているが、この規定はWTO政府調達協定の適用を受ける調達でない場合には、日本を含む第三国製品に対する差別的措置となっている。

本指令第58条第2項は、入札製品価格の総額50%以上が第三国の原産である場合、契約の締結を拒否できる(may be rejected)旨規定しているが、右規定はあくまで自由裁量規定であり、加盟国に拒否を一律に義務付けるものではないと理解している。また、同条第3項は、第三国製品の入札価格についての差別的扱いも認めている。

については、欧州委員会に対し、第三国の製品が差別的に扱われる場合が予め明らかとなるよう運用基準を明確にすると共に、加盟各国に対して国内法規定の運用を統一するよう働きかけることを求める。また、イタリア政府に対して、同条を国内法化した規定の運用基準を明確化することを求める。

## **A7 . 海洋政策**

### **(1) 欧州委員会の海洋政策**

#### **、EC**

欧州委員会は、2005年11月に諸基準を満たさない船舶の管理強化を目指した海上安全に関する7本の指令をパッケージで提案したほか、本年6月に「海洋政策に関するグリーン・ペーパー (SEC(2006)689)」を発出し、海運、海洋産業、沿岸地域、エネルギー、漁業、海洋環境等の分野を横断的に取り扱うEUの包括的な海洋政策の策定を目指していると承知。海洋国家である日本としても、海上安全の確保等は重要な関心事であり、これらの動きに注目している。

「海洋政策に関するグリーン・ペーパー」においては、船舶の管理強化の観点から、上記パッケージ提案に言及しつつ、「旗国制度の強化」や「公海における国際ルールの監視強化のための新たな措置の策定」などを提案している(同ペーパー「2.2. The Importance of the Marine Environment for the

Sustainable Use of our Marine Resources」及び「2.7. The Regulatory Framework」参照)。また、(1)領海及びEEZにおいて規制を行う政府機関は加盟国によって様々であり、加盟国間で更なる調整が行われればより効率性が向上する、(2)領海及びEEZの管理を含む分野においても、EUやEU加盟国が国境や分野を超えて、協力・統合に向かっていくことは有益であるとしているとともに、(3)海洋に関する方向性は、安全、安全保障、環境保全について同じルールが適用される「EU共同海域」に向かっているように思われると述べる等(同ペーパー「5.2. The Offshore Activities of Governments」参照)、EU加盟国による沿岸管理強化に繋がる可能性があると思われる記述が見受けられる。

日本としては、国際的な海洋の法的秩序は、海洋の利用や航行の自由の確保、海洋環境の保護や生物資源の保存等の様々な要請を満たすべく、微妙なバランスの上に成立していることを改めて指摘した上で、EUが今後、グリーン・ペーパーの内容を政策として具体化した結果、過度な沿岸管理強化となり、国際的な海洋の法的秩序と相反する内容とならないよう留意することを求める。また、同ペーパーは、今後具体的な共通政策を策定するに際し、EU加盟国の領海及びEEZにおける船舶の海上航行、EU加盟国の港湾へのアクセス等において、日本をはじめとするEU域外国の商船隊に対する差別的な新たな法的規制を意図するものでないことを確認したい。

## **B：業種別規制**

### **B 1．法律サービス**

#### **(1) 総論**

##### EC、加盟国

EU加盟国においては、フランスのように外国法律コンサルタント（FLC）制度がない国、あるいはドイツのように外国弁護士による第三国法の取扱いを認めていない国があり、日本の弁護士が、EU域内で母国法又は第三国法に基づく法律サービスを提供できる機会を制限されている。

よって、日本の弁護士が、EU域内で、より容易に、かつ、広範囲に法律サービスを提供できるよう規制を緩和することを強く求める。

日本が、法律サービスに関し、これまでのEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正や司法制度改革推進本部の設置等の措置を採ってきたように、欧州委員会が加盟各国に対し、日本の要望を真摯に受け止め必要な改善を行うよう、十分な働きかけを行うよう求める。

#### **(2) 仏における外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可**

##### フランス

昨年3月4日の日・EU規制改革対話ブリュッセル会合に続き、本年3月21日の同会合においてもフランス側から、FLC制度の導入に向けて努力していることが再度表明された。フランス側のこのような努力は評価するが、未だFLC制度が導入されたとの情報はない。そこで、フランスにおいて、日本の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事できる制度を設けることを引き続き求める。

#### **(3) 独における外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容**

##### ドイツ

ドイツはEU域内の弁護士についてすべての法律の取扱いを認めているものの、日本を含むEU域外の弁護士については、いわゆる第三国法に関する法律事務の取扱いを認めていないため本件改善を引き続き求める。

### **B 2．電気通信**

#### **(1) 光ファイバネットワーク市場における公正な競争の維持**

## 、EC

- (イ) 近年、独等の加盟国において、電気通信市場におけるドミナント事業者が、既存のネットワークをベースとして、新たに光ファイバ等のネットワーク整備を行うにあたり、こうした新規投資に対して、「電子通信規制枠組み」に基づいた規制を差し控えようとする動きが見られる。
- (ロ) 他方、欧州委員会（EC）の立場について、本年6月27日、「電子通信規制枠組み」の見直しに関連し、レディング委員（情報社会メディア担当）が、「規制の差し控えは政策の選択肢ではない」と明確に述べている。
- (ハ) EUにおいて、固定ブロードバンドアクセスに占めるFTTH（Fiber To The Home）の割合は、約1%（2005年10月末現在）に過ぎず、日本において、既に約26%（2006年6月現在）に達していることと比較した場合、大きな開きがある。
- このことは、日本においてはDSL市場に占める競争事業者のシェアが61%（アンバンドルベース。2006年3月末現在）と高いレベルにあるのと比較して、EUにおいては右シェアが依然22%（アンバンドルベース。2005年10月現在）に止まっていることから、EUにおいては競争を通じた新規サービスへの投資インセンティブが働きにくいことが、一因となっていると考える。
- (ニ) 日本は、「電子通信規制枠組み」に関する「規制影響評価」の中で紹介されているFTTHに関する経験から、ネットワークの高度化に向けた投資の促進は、ドミナント事業者に対する厳格な規制の適用による公正な競争環境の整備を通じて実現できるものと考え。このような認識に基づき、日本は、欧州委員会に対し、「電子通信規制枠組み」を厳格に執行すると共に、光ファイバによるアクセス網への適用を明確化することを要請する。

## (2) ドミナント事業者による固定通信移動通信の連携サービス

### 、EC

- (イ) 近年、独、仏等の加盟国において、固定通信サービス市場におけるドミナント事業者が、同時に子会社等を通じて移動通信サービスを提供しており、両方に加入している顧客に限って、特別の料金体系を適用しているケースが存在する。
- (ロ) 日本は、こうした固定通信・移動通信の連携サービス（Fixed Mobile



Convergence : F M C ) は、簡潔な料金体系等により、消費者の便益を向上させるものとして、それ自体は歓迎されるべきものとする。他方、ドミナント事業者が、その支配下にある移動通信サービス事業者との連携を通じて、固定通信サービス市場における市場支配力を不当に移動通信サービス市場に及ぼす懸念も存在すると考える。

(八) 日本においては、電気通信事業法(第33条第2項)に基づき、固定電話及び携帯電話のドミナント事業者に対し、特定の事業者を不当に優先的に取扱うことを禁止しており、9月に公表された「新競争促進プログラム2010」において、F M Cにおける公正な競争確保のために必要な措置につき、更に検討を進めることとしている。

(二) 日本は、F M Cサービスの提供は基本的に望ましいと考えるが、欧州委員会に対し、こうしたドミナント事業者による市場横断的な事業展開に対する適切なセーフガード措置につき、検討することを要請する。

### **B 3 . 金融サービス**

#### **(1) 総論**

##### 加盟国、E C

欧州委員会は2005年12月に「金融サービス政策2005 - 2010」と題された白書を発表し、今後の更なる金融サービス分野の統合がEUの成長と雇用にとって最重要と認識している旨述べている。日本政府は右見解を歓迎すると共に、欧州委員会がEUの金融サービス市場の更なる統合を推進するよう求める。

EU域内のある加盟国で認められた活動、商品、ライセンス等が、他の加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することは、域外国から見て魅力ある単一市場の観点から有効であるので、引き続き右制度の導入を提案する。また、監督当局に対する届出書類等について、加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備することは、EU域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋であるので、早急な対応を求める。

また、加盟国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の効率の観点から改善の余地があると思われるので、届出内容、様式の調和を要望する。「金融サービス行動計画」の下、金融取引や決済にかかる加盟国の規制や制度の統一が目指されているところであるが、金融サービス市場の統合

に向けた継続的な努力を期待する。

## (2) 国際会計基準 ( I F R S )

### E C

欧州委員会は、目論見書指令及び透明性指令の下、域内で証券公募又は上場を既に行っている、もしくは今後行う日本・米国・カナダ、その他第三国の企業に対し2009年1月より国際会計基準 ( I F R S ) 又はこれと同等の会計基準に従った連結財務諸表の作成を義務付ける方針としている。これに関連して欧州委員会は、日本・米国・カナダ、その他第三国の各国会計基準の I F R S との同等性評価を2008年中におこなうこととしている。本件は、1990年代後半からの「会計ビッグバン」を通じて急速に整備され、I F R S 等と整合的なものとなっている日本の会計基準の国際的信頼性や、E U 域内で資金を調達する日系企業 ( 約190社 ) の今後の資本市場へのアクセスの可能性に関わる極めて重要な問題である。

会計基準の同等性評価の一環として、昨年7月5日に公表されたC E S R の技術的助言では、日本・米国・カナダの3か国の各会計基準について、全体としてI F R S と同等としつつ、補正措置の必要性を指摘した。日本政府は、日本の会計基準がI F R S と比較して、全体として同等とするC E S R のコメントを評価するが、提案された補正措置により生ずるコストと便益のバランス、市場参加者への経済的な影響について重大な懸念を抱いている。

日系企業がI F R S に準拠した財務諸表等を作成するために負担する追加的なコストが、E U の投資家が享受する便益を上回る場合、その超過コストは最終的にE U の投資家に転嫁されることとなるであろう。更に、現在、多くの日系企業がE U 市場からの撤退の意向を表明しているが、これが現実となった場合、E U の投資家の投資機会の減少、E U 市場の魅力の低下を招くこととなる。日本政府は、こうした動きはE U 市場のグローバルかつ開放的な性格を損なうものであり、E U としても期待する結果ではないと認識している。

また、日本の企業会計基準委員会 ( A S B J ) と国際会計基準審議会 ( I A S B ) は、会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトは、本年10月の会合で4度目を数え、両会計基準間の差異の縮小のための取組みが重ねられている。同じく10月に、A S B J はC E S R から指摘を受けた26項目を中心にコンバージェンスの取組について計画的に進めていくためのプロジェクト計画表を策定し、公表した。

日本政府は、会計基準のコンバージェンスが市場の力に基づき実現されることが最善であると認識しており、会計基準が全般的に同等であると認められる限り、日本の会計基準を含む会計基準は、欧州市場から排除されるのではなく、

当該市場で共存することが許容されるべきであるとする。

したがって、日本国政府は、この問題を極めて重要であると考えており、欧州委員会に対し、2008年中に行われる同等性評価の最終決定において、グローバルな市場の中でのEU市場の位置付けという観点からも真剣に検討し、その結果、補正措置なく、日本の会計基準の同等性を認めることを強く求める。

### (3) 個別財務諸表に使用する会計基準

#### EC、加盟国

EUにおいて、非上場会社の個別財務諸表については加盟各国で独自の会計基準が適用され、国際会計基準が認められないことがある。このため、日本企業のEU加盟各国内の子会社は個別財務諸表を作成する上で、国際会計基準によることができない場合がある。国際会計基準と日本基準との差異は比較的容易に特定できるが、各国基準と日本基準との差異の特定は容易ではないことから、このような取扱いは、親会社への報告のために財務諸表を作成しようとする日本企業の子会社にとっては効率的とは言えない。

このため、日本の子会社を含め、EUにある外国企業の子会社のビジネス環境を改善する観点から、EU加盟各国において個別財務諸表を作成する上で、国際会計基準が許容されるよう、欧州委員会が推進することを求める。

## **B 4 . 放送サービス**

### (1) コンテンツの国際交流の充実

#### (イ) 放送番組に対するクォータ制に係る規制の緩和

#### EC

(a) 現行の「国境無きテレビ指令(“Television without Frontiers” Directives)」(89/552/EEC、97/36/ECにより改正)においては、番組編成における欧州製番組比率について50%超を確保すること(クォータ制)が求められている。その改正提案として現在欧州議会で審議中の「視聴覚メディアサービス指令案」(13.12.2005 COM(2005) 646 final)においても、右クォータ制が維持されている。

(b) 日本は、文化の多様性の重要性を十分認識しているが、それは相互の文化の積極的な交流を通じて実現されるべきであり、良質なコンテンツを相互に排除することなく、鑑賞する機会を確保することが、日・EU間双

方の利益になると確信している。

(c) こうした考えの下、日本は、昨年度の対EU提案書、及び2005年10月に欧州委員会が実施したコンサルテーションにおいて提出した意見で述べたとおり、文化の多様性はクォータ制ではなく、域外文化との活発な交流により実現されるとの考えの下、EU及び加盟国におけるクォータ制の緩和を要請している。

(d) 特に、伝統的な地上波テレビジョン放送以外の放送サービス、例えば、衛星放送、CATV及びIPTV等の多チャンネル放送については、視聴者による選択の幅が十分に確保されていることから、指令上、当該サービスをクォータ制の対象から明示的に除外するか、少なくとも比率の緩和や、加盟国の判断により規制を適用しない等の柔軟な対応を許容することを求める。

## **(ロ) リニア・サービスの範囲の明確化**

### EC

(a) 現行指令(「国境なきTV指令」)の適用対象は「テレビ放送」(一般大衆の受信用にテレビ番組を有線もしくは電波で放送すること)であるが、現在、改正指令案(「視聴覚メディアサービス指令案」)においては、指令の適用対象が「視聴覚メディアサービス」(公衆向けの動画放送一般)に拡大されるとともに、右は「リニア・サービス」(メディアサービス提供者が特定のプログラム送信についてタイミングを決定し、プログラムのスケジュールを決定するもの)又は「非リニア・サービス」(メディアサービス使用者が、提供者のコンテンツの選択に基づいて、特定のプログラム送信についてタイミングを決定するもの)に分類されている。

(b) 日本は、欧州委員会が、日本を含む関係者の意見を取り入れ、改正指令案において、非リニア・サービスに対してクォータ制を適用しないとの決定を行ったことを歓迎する。

(c) 他方、現行指令上は明示的にクォータ制の対象となる「テレビ放送」

に含まれていないIPTVや携帯電話へのストリーミング放送等が、改正指令案においては「リニア・サービス」の一部として位置付けられることが、右指令案の説明メモ(explanatory memorandum)に記載されているが、日本は、クォータ制が適用される「リニア・サービス」の範囲が、明確な基準なく、過度に拡大される恐れがあるとの懸念を有している。

(d)そのため、日本は、EU側が、「リニア・サービス」の範囲を明確化するとともに、指令の改正を通じて、クォータ制の適用範囲を実質的に拡大しないよう求める。

## **B 5 . 建設**

### **( 1 ) 建設機械に対する新たなEU騒音規制に関する情報公開**

#### 、EC

現在、欧州委員会では、新たな騒音規制(ステージ )の導入を検討していると承知している。建設機械の騒音対策については、建設機械全体で対策を行うことが必要であるため、十分な技術開発の期間を確保することが必要であるが、新たな騒音規制(ステージ )に関する規制値、今後のスケジュール等の情報が公開されていないため騒音対策に関する技術開発が開始できない状況にある。

については、新たな騒音規制(ステージ )が導入される場合には、導入の時期及び規制の内容について早期の情報公開を求める。

なお、次期規制が導入される場合には、すでに開発された排出ガス対策型エンジンの普及に支障をきたすことがないよう配慮を求める。

### **( 2 ) ベルギーにおける建設工事参入**

#### ベルギー

ベルギーにおいてはEU域外企業が建設業登録を行うためには、EU域内に本社の機能(指示・管理)を有する現地法人を設立していることが必要となっている。

この際、未登録企業であれば、建設工事を受注するためには、税として15%、社会保障費として15%の合計30%を予納することが必要であり、競争上、不利が生じている。

また、未登録の建設業者と契約する発注者は、右建設業者(受注者)の一定の債務(受注者の税及び社会保障費債務)を保証しなければならないが(連帯責

任) これも過度な要求であると考えている。

日本の建設会社が登録を行うことは、本社の機能を担う現地法人を欧州に有しない多くの日本の建設会社にとっては困難であり、また、未登録の場合には上記の通り、受注に当たって不利な扱いを受けることから、このような制度の改善を引き続き要望する。

また、本年3月のブリュッセル会合の際にベルギー側から提出を約束した資料・データについては早急に提出して頂きたい。

## **B 6 . 医療・医薬品**

### **( 1 ) 並行輸入業者に対する管理・指導の徹底**

#### EC、加盟国

EU域内では、医薬品について、他の製品と同様に移動の自由が保障されているため、EU域内の並行輸入業者は製造企業とのライセンス契約を結ぶことなく、医薬品が安価な加盟国で医薬品を購入し、当該医薬品を他の加盟国で高く売ることができる。

EU内でのモノの移動の自由という基本原則は尊重するが、実際に並行輸入業者によるリパッケージによる添付文書挿入ミスなどが発生しており、また、並行輸入の増加に伴い、流通段階の複雑なルートにカウンターフィットの混入も出始めている。このようなことが原因で医療過誤が発生し、当該製品の製造業者に対する回収命令が出されれば、製造業者が大きな損失を被ることになる。

製造業者への責任転嫁を避けるため、リパッケージ等に関する並行輸入業者の責任等を明確に規定し、必要に応じて罰則措置を設ける等、並行輸入品の安全性確認、カウンターフィットの流入防止措置の徹底を求める。

また、2006年2月にローマで開催されたWHOカウンターフィット国際会議のグループ討論において、安全な医薬品取引は輸入国と輸出国に共通の責任であり、各国においては、輸出向け医薬品と国内市場向け医薬品に同じ監視を適用すべきとの合意が得られた。この点を踏まえて、カウンターフィットの流通阻止に向けた対策を強化して頂きたい。

### **( 2 ) ジャンボグループの廃止**

#### ドイツ

参照価格制度は、同一成分又は類似成分の医薬品を一つのグループにまとめ、同一グループ内で一定の償還価格を定めるものであるが、通常は、製薬会社の研究開発投資を促す観点から、特許が切れてジェネリックが存在する医薬品を対象とするものである。

しかし、ドイツの参照価格制度においては、まだジェネリックの存在しない特許医薬品もジェネリック医薬品と同じ価格グループにまとめられている（ジャンボグループ）。特許医薬品は、先発医薬品企業が医薬品の研究開発のために投資した膨大な費用を回収するため、また、さらなる研究開発の投資のための投資費用を捻出するために、特許制度で保護されている。その特許医薬品を安価なジェネリック医薬品と同じグループにまとめ、価格を引き下げる「ジャンボグループ」は、先発医薬品企業の研究開発費用の回収及びさらなる研究開発投資を不可能にするものである。その結果、製薬企業のドイツ国内における研究開発投資インセンティブが大きく損なわれることになる。

昨年度、ドイツ側から、特許医薬品のグルーピングについて、同等の医薬品が少なくとも3種類ある場合には参照価格制度の対象となること、但し類似薬がない新しい特許医薬品の場合は対象とならないことなどが説明された。日本政府としても、医療保険財政の厳しさは十分理解しているが、「ジャンボグループ」は、研究開発費用を回収できない先発医薬品企業にとって大変厳しいことから、「ジャンボグループ」を廃止することを求める。

### **（3）薬剤費に係る目標伸長率とそのペナルティの緩和又は廃止**

#### **、フランス**

1996年の憲法改正によって、国会が社会保障財政法を毎年制定し、その管理監督に当たることになった。この法律に基づき、疾病・老齢・家族の3分野ごとの支出目標が定められ、疾病保険支出では全国医療支出目標（ONDAM）が設定されることになった。

1999年以降、フランス政府は契約交渉委員会（CEPS）に年間目標を提示し、医療費の年間伸び率の上限を守るように求めている。

ONDAMと、その一部である薬剤費それぞれの目標値が定められ、薬剤費については、政府のCEPSとフランス製薬協（LEEM）との間で取り交わされる「医薬部門協定」で大枠が決定され、CEPSと製薬企業間で締結される個別契約で、各社別の売上増加率が設定される。

各年度の目標率（薬剤費大枠）は、2003年が4%、2004年が3%、2005～2006年が1%となっているが、通常に加齢に伴う医療費の増加を考慮しても、1%の目標率は低いと言わざるを得ない。他の国でこのような厳しい制度を設けているところはなく、また、超過した場合は、製薬会社にペナルティの支払い（超過額の50～70%を返納）が課されている。

このような制度は、特に中規模企業にとって厳しく、収益を圧迫する要因となっており、同国での事業展開に対するインセンティブを殺ぐものであるため、緩和又は廃止を求める。

## **B 7 . 検疫・食品安全**

### **( 1 ) E U 諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出解禁要請 、 E C**

E U 域内への肉及び肉製品の輸出については、輸出国及び輸出条件が E U 指令によって定められており、輸出可能国（第三国）リストに掲載される必要がある。

欧州委員会が規定する肉及び肉製品の第三国リストに日本を掲載するため、欧州委員会からの質問票に対する日本政府の回答を 2 0 0 6 年 3 月に欧州委員会に送付したところであるが、日本としては、そのうち、特に牛肉及び肉製品（コラーゲンケーシング及びゼラチン）について優先的な処理を求めたいと考えており、これら個別品目ごとに審査を進め、早期に対応するよう要請する。

## **B 8 . 観光**

### **( 1 ) スペインにおける観光ガイドの国籍要件**

#### **スペイン**

2 0 0 4 年度の E U 側正式書面回答によれば、スペインの観光ガイドは E U 諸国（自国を含む）、E E A 諸国及び相互主義に基づく取決め締結国の国籍を要求される由。日本の旅行会社は、日本語を話すことができる案内人に加え、通常日本語を話すことができない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられている。日本国籍者が能力次第でガイドになれる道を開くよう求める。

2 0 0 4 年度の E U 側回答によれば、スペイン国内には日本語に堪能な観光ガイドは大勢いると認識しているとのことである。しかしながら、本邦旅行会社によれば、2 0 0 5 年は約 2 5 万人の日本人観光客がスペインを訪問しているが、日本語を話せる有資格観光ガイドスペイン人は、大都市であっても 5 ～ 7 名程度、中小都市では 0 ～ 3 名程度であり決して十分な人数とはいえず、日本語を話せるガイドを十分確保できない場合には、日本人を対象とする旅行ツアーは事実上断念せざるを得ないことになる。

さらに、同回答には、日本では通訳案内士に外国人登録をしていることを求めているとあるが、2 0 0 5 年 4 月の法改正により、通訳案内士が都道府県に登録する際、本人が日本に住所を有していなくても、日本に住所を有する代理人を通じて登録できるよう制度を整えた。



## **(2) イタリアにおける滞在許可証申請**

### イタリア

日本としては、2005年、短期滞在者の滞在許可取得の簡素化について法令が改正されたことを評価する。しかし、同法令の運用が未だ開始されていない状況であるため、早期の運用開始を求める。

## C：環境

### (1) 総論

#### EC、加盟国

環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、特に、リサイクル問題については、日本も同様の問題意識を共有している。他方で、環境分野における規制は、日本を含むEU域外企業に大きな影響を与え得るのみでなく、EUがリスボン戦略に基づき取り組んでいる欧州の経済競争力強化に無視し得ない影響を与え得るものであるところ、環境面において達成しようとする目的と、企業による経済活動や国際貿易・投資に与える影響の間で適切なバランスが図られるよう配慮すべきと考える。

また、日本とEUは、「日・EU投資枠組み」において、双方向投資促進の観点から規制の策定段階及び実施段階の双方において対話を継続する旨述べた上で、優先分野の一つとして環境分野を特定している。

環境分野における規制が企業にとり過度に負担となり、健全な経済活動を阻害する、或いは貿易障壁となることのないよう引き続き求める。

### (2) 欧州における新たな化学品規制：「REACH規則案 (Proposal for a Regulation for Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)」

#### EC、加盟国

本規則案に関しては、現在欧州議会で第二読会のプロセスにあり、採択が迫っていると認識している。しかしながら、日本懸念事項のうち、特にポリマー中のモノマー登録（第6条3項）に関する問題が残されている。具体的には以下のとおり。

第6条3項では、ポリマーを製造する際に用いる（重合された）モノマーについて登録が求められているが、以下の観点から、環境に悪影響を及ぼさないポリマーの輸入者に対し、登録義務を課すことの妥当性を見出せない。

(1) 重合されたモノマーは、環境へ悪影響を及ぼすものではない。従って、第3条4項において、モノマー単位は重合されたモノマーであると定義されているのは適当ではない。

(2) ポリマー中の重合されたモノマーの登録を義務づけることは妥当ではなく、必要以上に貿易制限的な規制を禁じているTBT協定第2条2との整合性に問題が生じる可能性がある。

今後予定されている欧州議会の第二読会及び理事会において、この問題が解決されるよう強く求める。

### (3) 「廃電気・電子機器指令 (W E E E)」及び「特定有害物質使用禁止指令 (R o H S)」

#### EC、加盟国

- (イ) 2003年2月に発効したW E E E、R o H Sの両指令については、2004年8月までに全てのEU加盟国が両指令の遵守に必要な国内法を整備しなければならなかったと承知している。しかし、右期限が過ぎているにも拘わらず、加盟国の立法が十分に間に合っていなかった。W E E E指令は、2005年8月に、R o H S指令は、2006年7月に施行されたが、日系関係業界は、国内法化を終えた加盟各国の関係政省令などの整備状況及び内容に関して、現時点での最新状況を日本政府に周知するよう要望している。今後、日本に一層情報提供が行われることを求める。
- (ロ) W E E E指令に関しては、指令の要求事項の遵守義務のある者の範囲が曖昧であること、指令対象の製品の範囲が不明確であること(例えば fixed installations、large-scale stationery industrial tools という用語の定義)などの問題点が残されていると承知している。日系関連業界では、W E E E指令の主旨に則り、限られた時間内で最大限の努力をしてきたが、たとえば、第10条及び第11条で定められた情報提供義務については、加盟国の関連国内法や欧州電気標準化委員会 (C E N E L E C) による関連法規の整備の遅れ等、実施上の課題が現存しており、制度運用上での柔軟な対応を求める。
- (ハ) R o H S指令に関しても、指令対象製品や適用除外事項の範囲及びその該当性の解釈が不明確であること、適用除外事項の変更が予定されていることなど、いくつかの問題点が残されていると承知している。欧州委員会、欧州議会等における右検討の最新状況の情報提供を求める。

レビューが行われているW E E E指令に対し8月11日締め切りで意見募集が行われたが、その中で欧州委員会から挙げられた数々の問題は、施行後に新たに発見された問題ではなく、指令制定前の段階から産業界により課題を指摘していたものである。それにも拘わらず、W E E E指令が施行に移され、現在に至ってようやく欧州委員会が見直しの必要性を認識するようになったものである。特に定義の不明確さ及び加盟国間で解釈が異なることによるアプローチの違いは、EU域外企業に対して、事前に懸念されていたとおりの多大な負担

をもたらしている。同様の問題がR o H S 指令でも起こっている。指令第 1 7 条 5 項で規定されている公式な 4 年ごとの見直しに加え、その間にも頻繁に行われるワークショップや欧州委員会のホームページ上での Q & A を通じて、実情を踏まえた運用となるように十分な検討を要望する。

日本から欧州に製品を輸出する企業の、製品開発から E U の市場に投入されるまでに要するリードタイムを踏まえ、日系企業の当該指令への円滑な遵守に障害の生じることの無きよう、両規制に係る日本の懸念事項について可能な限り速やかな解決を求めらる。

なお、日系関連業界等から本件に関して個別の要望がある場合には、E U 側に引き続き柔軟な対応を求めらる。

#### **( 4 ) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 ( EuP )**

##### E C、加盟国

( イ ) 実施措置 ( Implementing measures ) の決定に至る作業進行状況につき、当初予定よりも全体的に遅れているものと理解している。本事項に関し、下記事項にかかる今後の作業スケジュールにつき、改めて見通しを提示ありたい。

- ( a ) 各予備調査 ( Preparatory Studies ) ( 全 1 4 Lot ) と他の製品分野の検討
- ( b ) コンサルテーション・フォーラムへの参加団体決定 / およびその開催
- ( c ) 規制委員会 ( Regulatory Committee ) の開催

( ロ ) 既に開始されている予備調査では、各調査の契約者 ( contractor ) 間で、検討のアプローチや方法論が異なっている。本事項に関し、下記の 2 点については、全契約者共通の方法論とされるべく、速やかな適用および整合化を求めらる。

( a ) 当該製品分野の Base-Case や B A T ( Best Available Technology ) の定義を検討する際、先ず、形態や性能 / 機能、技術毎にカテゴリー区分を明確にし、その上で同じカテゴリー区分内での環境側面評価や基準設定検討を行うこと。将来の改善ポテンシャルについても、同じカテゴリー区分内での検討とし、異なるカテゴリー区分間での比較優位検討は行うべきではない。

( b ) 実施措置で設定する限界値につき、国際的に標準化された基準や測定方法が、既に存在あるいは検討されている場合には、それらを優先採用すること。

( ハ ) 実施措置で設定する適合性評価の要求事項 ( Conformity Requirement ) 中に含まれる、特定環境設計要求事項 ( Specific Eco-design Requirement ) は

予備調査での検討がベースとなるものと理解している。他方、一般環境設計要求事項（Generic Eco-design Requirement）については、どのような検討および策定プロセスになるのか、明確化を求める。なお、検討においては、国際的整合性のある整合規格（Harmonized standard）の活用、さらには既施行のR o H SおよびW E E E各指令における要求内容と整合的なものとなるよう、配慮を求める。

## **（５）温暖化ガス規制案の関係指令である移動式エアコン指令案**

### EC、加盟国

（イ）自動車用エアコンの冷媒処理について、日本もEU同様、温暖化ガス排出防止の観点から、高い関心を有している。例えば、日本は、EUのアプローチと異なり、R 1 3 4 aの採用を認める一方、回収システムを整備し、温暖化ガス排出防止を実施している。日本は、例え、日本の手法と異なっても、温暖化ガス防止に向けたEUの努力を尊重するが、措置の運用にあたっては、十分な透明性・公平性・実効性が確保されるべきであるところ、日本を含む利害関係者に十分な意見開陳の機会を与え、その意見について、可能な限り考慮して欲しい。特に以下の２点に関し、要望したい。

（ロ）欧州自動車工業界（ACEA）、日本自動車製造協会（JAMA）が行ったフィールドテストによると、車両使用時の冷媒自然漏れは、年間8～12g程度であり、先に欧州委員会が環境評価を行った際に用いた漏れ量（53g/年）より著しく微量であることが判明。また、冷媒漏れによる温暖化のみならず、環境影響の全体像を把握する上で必要不可欠となるエアコン使用時の消費動力によって発生するCO2排出量について、欧州委員会の環境評価では全く考慮しておらず、右ファクターを考慮した総合的評価を行うべき。

（ハ）事実、環境評価手法は、各国・各団体（SAE、SINTEF、NREL、JAMA等）が各々の手法で実施するため、同一地域に対する環境評価であっても、その評価結果が全く異なったものとなるとの実情に鑑み、SAE、JAMAは、2006年6月SAE第7回代替冷媒システムシンポジウムにおいて、「代替冷媒のLCCP（Life Cycle Climate Performance）評価の調和」を提案。従来評価実施団体を含めて来春を目標に評価調和を実施することとなったところ、冷媒（互換性のないシステム）の2極化（EU向けとその他地域向け）が、製造及び消費者への過大な経済負担を招かないような評価手法の国際調和への配慮を求める。

## **D : ビジネス環境の基盤的整備事項**

### **D 1 . 滞在労働許可**

#### **( 1 ) 総論 : 滞在労働許可手続き等の改善**

##### 加盟国、E C

- (イ)多くのEU加盟国において、査証、労働許可、滞在許可等の取得あるいは更新手続きにかなりの日数を要するため、これら諸国に進出している日系企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障を来し、また、ビジネスマンや家族の生活に支障を来している。特に、家族の滞在許可発行に時間がかかり、長期にわたって家族が別れて生活せざるを得ない状況も発生しており、人道的観点からも問題がある。事態が改善されている国もあるものの、依然として問題のある国も多く、引き続き以下につきその改善を求める。
- (ロ)本件は最も多くの日系進出企業から改善すべきとの要望が出されている事項であることを踏まえ、欧州委員会に対しては加盟国への働きかけを強化することを求める。また、昨年度のブリュッセル会合には、多くの加盟国代表の出席が得られたところ、本年度は更に多くの代表が出席し、日本の問題意識を真摯に受け止めることを期待したい。
- (ハ)日本において再入国許可を受けた外国人は、再入国の際、日本人用ゲートの利用を可とする運用がなされているところ、シェンゲン条約未加盟国における出入国審査の際、EU加盟国内の滞在労働許可証を所持する邦人に対してEU市民のゲートの利用を可とすることを求める。

#### **( 滞在労働許可取得に関する各国別要望 )**

#### **( 2 ) イタリアにおける労働査証**

##### イタリア

伊政府の努力は評価するが、「単一窓口」の開設後、労働許可証の取得に要する時間がむしろ長期化（早くても4か月）しており、人事計画立案に大きな支障を来しているとの不満が日系企業から昨年以上に多く寄せられている。「単一窓口」が迅速かつ効率的に実際に機能するよう強く求める。

#### **( 3 ) スペインにおける査証**

##### スペイン

わが方は従来より本件分野の改善を求め続けているが、さしたる前進も見ら

れず、日系進出企業全体の共通且つ最大の問題であり続けていることは遺憾。駐在員は3か月前後、家族の滞在許可発給は駐在員の許可が下りてから更に6か月程度かかっており、その間家族との同居ができないため、早急な対応を求める。本件に対する具体的措置に関し、明確な回答を示すことを求める。

#### **(4) フランスにおける労働許可証**

##### フランス

プラスチックカードの滞在許可証が導入されたが、これを取得するのに、約1～2か月の時間が必要なため、まずは紙製の仮滞在許可証を申請・取得し、その後正式滞在許可証取得のため再度出頭することが求められており、在留邦人の大きな負担となっている。ついては、煩雑化した手続きの簡素化・迅速化を求める。また、地区ごとの申請手続の差異を是正し統一的な扱いを実現するとともに、必要書類等申請手続についてインターネット等を利用した情報提供の強化を求める。

#### **(5) ギリシャにおける滞在労働許可証**

##### ギリシャ

昨年度の回答に見られるギリシャ当局の改善努力に感謝する。しかし、申請から1年以上を要したあげく、既に失効した滞在許可証が発給された事例も報告されている。抜本的改善を求める。また、現行法上、プロトコル（滞在許可新規・更新申請受理証）で再入国することは、認められないため、在留邦人は滞在許可証発行までの間（3～6か月）原則として出国できず、ビジネス上も大きな支障を来している。クリスマス時期等一定の期間は、プロトコルでの再入国制限が解除される運用となっていると承知しているが、滞在許可の早期発給が先決であり、早急に具体的対応策の明示を求める。

#### **(6) ドイツにおける滞在許可証**

##### ドイツ

我が方大使館及び総領事館とドイツ関係行政機関との協議に向けてのプロセスが進んでおり、今後、事態が一層進展することを期待する。

#### **(7) ポルトガルにおける就労査証**

##### ポルトガル

昨年度は、Immigration Service (SEF)が我が方要望に然るべき注意を払っているとの回答を得たが、今次要望とりまとめに当たってアンケートに回答した全ての日系進出企業から、滞在労働許可に関する要望が提出されており、

SEFの一層の努力を希望する。就労査証取得までに6か月乃至11か月要した実例も報告されており、本件は、日系進出企業の最大の関心事になっている。駐日大使館では、最近手続きの迅速化に努め、一定の成果をあげているとのことであるが、本国においても、就労査証発給までの短縮化及び手続きの簡素化を強く求める。

## **(8) アイルランドにおける労働許可取得免除制度**

### アイルランド

企業内転勤制度(Intra-Company Transfer Scheme : ICT)復活に向けたアイルランド政府の尽力を評価する。新 ICT の具体的内容・運用方法に関する前広な情報提供及び早期運用開始を求める。また、滞在許可手続きの簡略化、迅速化並びに地域差のない統一的対応を求める。さらに、2006年5月より滞在許可証の手数料100ユーロが事前通報なく導入されたことに進出日本企業が困惑しているところ、右導入の経緯及び理由の説明を求める。

## **(9) オーストリアにおける滞在労働許可証**

### オーストリア

昨年度のEU側回答にも拘わらず、オーストリア内の失業者の中から高度な日本語能力を要する適格者を求める手続きにかかる時間は日系進出企業が満足できるほど短縮されておらず、手続きの一層の簡素化を求める。また、一般的に数年で転出する日系進出企業の企業内転勤者及びその家族については、ドイツ語試験を義務化する必要性は乏しいと考えるところ、試験の免除を求める。

## **(10) チェコにおける滞在労働許可証**

### チェコ

昨年度の回答に記されているチェコ当局のこれまでの努力を多とするが、手続きの迅速化や有効期間2年の長期居住許可の対象者の拡大を引き続き求める。また、窓口の担当者によって必要書類や条件の説明が異なることから、明確な統一ガイドラインを英語で提示するなどの改善を求める。

## **(11) ハンガリーにおける滞在労働許可証**

### ハンガリー

問題点の改善に向けたハンガリー当局の努力を多とする。会社代表者の新規滞在査証の有効期間が最長4年に延長されたが、会社代表者の定義を明確に示していただきたい。また、新規滞在労働許可の申請から発給までに3か月程度要しているため、手続きの簡素化等を通じ同期間の短縮を求める。



## **(12) ベルギーにおける滞在労働許可証**

### ベルギー

本邦の親会社から派遣される技術者に対して高卒の学歴を理由に労働許可証の取得が困難であった実例が報告されているところ、柔軟な対応を求める。また、医師診断書や無犯罪証明書の提出を義務付けられているが、その入手には相当の負担がかかるため、提出書類の簡素化を求める。

## **(13) オランダにおける滞在労働許可証**

### オランダ

わが方駐オランダ大使より、蘭当局に累次申し入れている通り、滞在許可及び労働許可取得に要する期間の短縮、帯同家族も含めた申請手続きの簡素化を求める。特に、新たに導入された高度技術者の手続きについては、蘭側広報通り、滞在労働許可が2週間で発行がなされるよう、最大限の努力を求める。

## **(14) 英国における滞在労働許可証**

### 英国

滞在労働許可の申請手数料(335～500ポンド)が主要諸外国のそれと比較し明らかに高額であるところ、入管行政にかかる費用は、100%申請者負担とするのではなく、日本人を含む外国人の英国社会への貢献度を考慮し、英国市民とシェアすべきである。また、今後予定されている入管法改正により、就労希望者が有する技術・語学力・年齢等に応じてポイントが与えられるポイント制が導入されると承知しているが、これにより企業活動に悪影響が生じないか懸念する声も生じてきているため、同制度の詳細についてのタイムリーな情報提供を求める。

## **(15) 合法移民に関する政策プラン**

### EC、加盟国

日本政府は、EUの経済移民に対する将来のアプローチがEU加盟国に滞在する日本国民の生活に影響を及ぼすため、これに強い関心を有している。2005年4月、「経済移民の取扱いについてのEUアプローチに関するグリーン・ペーパー」に関するパブリックコメントにおいて、日本政府がコメントを提出したことも、その現れである。欧州委員会が2005年12月に発表した「合法移民に関する政策プラン」では、欧州委員会が「企業内転勤者」の入国・滞在に関する指令案を2009年に提出することになっている。日本政府としては、本件に関する進捗状況について説明を受けることを希望する。また、企業

内転勤者及びその家族に対して簡素化された手続きが適用されること、全ての加盟国において、申請手続きが一本化され、滞在許可及び労働許可が統一されることを要望する。

## **D 2. 運転免許証**

### **(1) 総論**

#### EC

EU加盟国在留邦人が加盟国で日本の運転免許から当該国の運転免許に切り替える際、日本の運転免許証を提出することがEUの指令(1991/439/EEC)上定められており、同人が本邦へ一時帰国する際に免許証を没収されたままの場合、日本国内で運転ができず、経済活動及び社会活動上支障をきたしている。

2004年2月に欧州委員会より、加盟国で日本人が日本の免許証から当該国の免許証に切り替えを行った場合、当該国当局は、日本の免許証をその国の日本大使館に返却する旨の提案がなされ、日本がこれを受け入れたことから、2006年8月までに、当方が承知する限り、英国、オーストリア、アイルランド、オランダ、ポルトガル、ポーランド、チェコ、仏、フィンランド及びリトアニアにおいて右返却が実現した。他方、未だにこれを認めない加盟国も存在する。日本政府としては、欧州委員会に対し、免許の切り替え・返却への前向きな取り組みをEU加盟各国に促すよう求める。

また、日本は、日本の運転免許から加盟国の運転免許への切り替えに当たって、日本の運転免許証を所持人に即時に直接返却することを最善の解決策として一貫して要望してきた。EU側は、一人につきEU域内の運転免許証発行を一枚に限定するため右即時直接返却に応じてきていないが、現在審議中の第三次運転免許指令案に基づきEU域内の共通データベースが設置された際には、各人の免許所持状況が明らかとなり、日本の右要望が当然実現すると考える。この点に関するEU側の見解を承知したい。

### **(2) スロバキアにおける運転免許**

#### スロバキア

昨年の申し入れ以降、日本の運転免許証のスロバキアの運転免許証への切り替えを、二国間取極の締結により実現する方向で日本大使館とスロバキア関係行政当局との協議が進んでいる。日本政府としては、スロバキア政府の努力を評価すると共に、本件の実現へ向けた作業が早期に進展することを希望する。

### (3) ハンガリーにおける運転免許

#### 、ハンガリー

運転免許証切り替えは、現在、日本大使館とハンガリー政府との間で二国間取極締結により実現する方向で検討されている。日本政府としては、切り替え後の日本の運転免許証返還制度の構築も視野に入れた検討作業の早期進展を希望する。

## **D3 . その他（投資環境の整備）**

### (1) 反動物実験過激派団体（ARE）対策

#### 英国、EC

特にロンドンにおいて、SHAC（Stop Huntingdon Animal Cruelty）を代表とする反動物実験過激派団体（ARE：Animal Rights Extremists）による現地日系製薬企業をターゲットにした暴力的かつ反社会的な行動が続発していた。その後、法改正（2005年4月7日女王陛下署名）やAREに対するブレア首相のテロ行為批判表明などにより、警察当局の取締りは強化され、また、一部の日系企業が、英国高等裁判所から当該団体に関する禁止命令（インジャンクション）の適用を受けたことから、迷惑行為は減少傾向にある。

しかしながら、禁止命令の適用を受けなかった他の日系企業を対象に、本年3月頃から車や自宅の壁への落書き、偽爆弾小包の郵送などの行為が続発しており、問題のある状況が続いている。

については、引き続き、英国における規制強化及び取り締まりの徹底を求める。また、EUレベルにおける取締りも強化していただきたい。

## **補論**

### **(1) 社会保険料の二重払い問題の解消**

本件は、日・EU間で協力が進捗している分野であると認識している。欧州進出企業、そしてこれから進出しようとする企業にとって、社会保険料の二重払いによる負担は大きな問題であり、引き続き日・EU双方が努力を行っていくことを希望している。

この問題については、最終的には日本とEU加盟各国との間の社会保障に関する二国間協定を締結することにより解決すべきである。日本は既に独、英に続いて、2005年2月、仏、ベルギーとの社会保障協定に署名し、同年7月には国会の承認を得て、ベルギーとの間では2007年1月から発効することとなり、仏については早期に仏側の締結手続が終了することを期待する。また、蘭とは社会保障協定締結に向けた交渉を進めており、チェコ及びスペインとも当局間の情報・意見交換会を開催している。日本としても、今後とも、EU加盟各国との人的交流の状況等や社会保障協定の必要性に照らし、優先度の高い国について、順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく用意がある。

### **(2) チェコにおける社会保険料の上限(CAP)制度の導入**

2006年3月にチェコ議会で可決された社会保険料関連法では、社会保険料に上限を設ける制度(CAP制度)の導入が実現しなかった。年金給付額には一定の上限があることから、多くの国においては社会保険料に上限を設けているところ、チェコにおいても早急に同様の制度が導入されることを要望する。日系企業より、チェコの現状は負担と給付の均衡を欠いているとの指摘がなされており、今後の企業進出を妨げる一因となりうる。

別添：税制

## 税制

以下の事項については、他の日本政府の提案とは異なり、日系民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

### (1) 総論：税制調和

#### EC、加盟国

EUの企業課税制度の調和と統合が、早期に図られるよう引き続き希望する。欧州委員会においては、2005年10月に発表された「税・税関政策によるリスボン戦略への貢献」をはじめとした企業課税制度調和の検討は行われているものの、EU域内の国境を超える取引等に対する税制に、EU加盟国間で不整合が生じているためにEU域内でビジネスを展開する企業にとって、以下のような税負担及び事務負担がある。

(具体例)

#### (イ) 移転価格税制

移転価格制度を統一し、簡素化し、合理化することによって、移転価格税制に対するコンプライアンス・コストを低減させることは、EU進出日本企業及びEUの企業の国際競争力の強化をもたらす。2002年に欧州委員会は「EU共同移転価格フォーラム」を設置したが、右フォーラムの最新状況に関する情報提供を期待する。また、右フォーラムを通じ、移転価格税制に対する遵守コストを低減する政策が早期に生み出されることを引き続き期待する。

#### (ロ) VAT (付加価値税)

この分野における欧州委員会のこれまでの努力を高く評価する。VATはEU内の共通制度であるが、加盟国による運用の違いは、域内市場で活動する日系企業にとって障害となっており、運用の統一を引き続き期待する。具体的には、現在は最低料率のみが調和化されているVAT料率・対象品目の統一、登録手続や還付手続の簡素化、迅速化を内容とする欧州委員会による提案の早期実現を引き続き期待する。

#### (ハ) 各国税制に関する情報提供

加盟国において予定される税制改革につき、その方向性とタイムテーブルの十分な時間的余裕を持った情報提供を引き続き期待する。時宜を得た情報提供は、既存の日系企業はもとより、EUに新規に進出する日系企業に対しても有益と考える。

## **(2) 合併指令(国境を越えたグッドウィル(営業権)移転への課税繰延)**

### EC、加盟国

合併指令(2005/19/EC)は、企業がEU内で合併や分割、資産の移転、株式交換を用いて国境を越えた組織再編を行う場合に発生する課税を繰り延べる措置を規定している。しかし、国境を越えたグッドウィル(営業権)移転時の含み益は課税繰延の対象に含まれていない。EUにおける日系企業は、単一市場での競争力を維持するために、事業再編を進めている。このような国境を越えた事業再編では、グループ内でグッドウィルを移転させる場合が多く、多額の課税が生じてしまう。このために実際に事業再編を断念するなど、事業再編における障害となっている。

欧州委員会は、合併指令制定プロセスにおいて2001年10月に発表したコミュニケーションの付則で、合併指令がグッドウィルの移転を課税繰延の対象としていないことを問題としている。この欧州委員会の問題意識を高く評価しており、欧州委員会及びEU加盟国に対し、課税権を元の加盟国に残す形で、課税繰延の対象を迅速に拡大することを引き続き提案する。

また、組織再編時に発生する不動産取引税及び無形財産の取引税についても、合併指令による課税繰延の対象とすることについて、欧州委員会及び加盟国が検討を進めることを引き続き提案する。

## **(3) 合併指令(株式の長期保有義務)**

### EC、加盟国

EU内で、合併指令が統一的に実施されておらず、グループの再編を意図している日系企業にとって、EU加盟国間の取り扱いの違いが作業面、コスト面において重荷となり、組織再編の妨げとなっている。

具体的には、加盟国によっては、企業が提供した資産と交換に受け取った株式を長期間保有する義務を課している。結果として資産を全て株式と交換した会社が、運営会社としての機能を失った場合にも、株式を保有し続けるためにその会社を維持する必要がある。

このように実質上機能していない会社を維持することは、コストがかかるだけでなく、二重課税のリスクが増加する。新たに設立された持株会社の子会社が支払う法人税のうち、元の持株会社を通じて分配された配当については、日本の外国税額免除の対象にはならない。なぜなら免税されるのは、元の持株会社から見た子会社に限定されているからである。

本指令の実施において、EU内での統一的な扱いがなされるよう欧州委員会のリーダーシップを期待する。また、加盟国は企業再編の実質的な障害となる長期間の株式保有義務を課さないことを引き続き期待する。

#### (4) 連結法人税課税基礎

##### EC

EU域内で事業活動を行う日系企業にとって、EUにおけるグループ全体の課税所得を1つの会計基準に則って一括で計算することが理想である。しかし、現状においてはEU加盟国間で異なる複数の会計基準に基づき、複数の財務諸表を作成する必要があり、大きな負担に直面している。

2001年10月のコミュニケーション(COM(2001)582)において、欧州委員会は一本化された連結法人税課税基礎の重要性を確認し、2004年11月には加盟国政府の専門家から成るワーキング・グループを設置する等、検討を進めており、また、本件CCTB(Common Consolidated Corporate Tax Base)の2008年までの法制化にコミットしていると承知している。

このようなイニシアティブはEUの市場統合に向けた継続的努力を示すものであるが、日系企業にとっても、連結法人税課税基礎の統合はEUにおける事業環境の大きな改善を意味するものであり、早期実現に向けた進展を引き続き期待している。